

鹿児島市スポーツ少年団 処分基準

(※スポーツ少年団登録者処分基準に準ずるものとする。)

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

第2条 この基準において違反行為とは、少年団登録者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。規律の対象となる者は、本部役員、単位団指導者および育成母集団で指導者登録を行っている者（以下「登録指導者」）である。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程 （抜粋）

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

(6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

(2) 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

(3) 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

(4) 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

(5) 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(6) 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

第3条 少年団登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、鹿児島市スポーツ少年団は倫理委員会を招集し、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

(処分の種類、内容) ※スポーツ少年団登録者処分基準別表に準ずる

第4条 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間スポーツ少年団活動を停止させ、再教育プログラムを課す。

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。

継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し及び再登録の禁止

文書での通知を以って、スポーツ少年団登録を取り消すとともに、スポーツ少年団登録を禁止する。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

第5条 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

第6条 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

第7条 前二条の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

第8条 実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

第9条 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第5条、第6条に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関等)

第10条 処分の決定は、鹿児島市スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

(再教育プログラム) ※スポーツ少年団登録者処分基準における再教育プログラムに準ずる

第11条 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、鹿児島市スポーツ少年団または鹿児島県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。

第12条 前条及び第4条第3項における再教育プログラムの内容は、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むものとし、その修了判定については、鹿児島市スポーツ少年団で決定する。

第13条 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、鹿児島市スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。

第14条 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。

(処分の報告)

第15条 鹿児島市スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、鹿児島県スポーツ少年団を経由して日本スポーツ少年団に報告しなければならない。

(処分決定に対する不服申立)

第16条 少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(基準の改廃)

第17条 この基準の改廃は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議に従う。

附則

1 本基準は、平成31年4月26日より施行する。